

群馬県市町村会館管理組合議会定例会の回数を定める条例

昭和47年4月4日

条例第11号

改正 平成5年6月8日条例第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による組合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年6月8日条例第1号）

この条例は、平成5年6月8日から施行する。